

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度  
2023 年度 産業保健看護専門家認定試験要領

1. 目的

「日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度に係る規定」8 条に基づき、産業保健看護専門家制度専門家（保健師）認定試験及び産業保健看護専門家制度専門家（看護師）認定試験を行う。

2. 産業保健看護専門家認定試験を受けることができる者

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度に係る規程第 9 条第 3 項又は第 4 項に定める条件を満たす者

※産業保健看護専門家制度名簿に登録後、日本産業医衛生学会の正会員資格を継続している必要があります

《注意》専門家認定試験受験資格申請開始後、専門家名簿登録までの期間に

有効期間満了をむかえる受験者は登録者更新手続き不要です。

ただし、不合格だった際には速やかに更新手続きをしていただきます。

3. 試験日時

2023 年 12 月 3 日（日） 9 時 30 分～16 時 00 分（受付 9 時 00 分～）

4. 試験会場

東京有明医療大学（東京都江東区有明 2 丁目 9 番 1 号）

5. 試験に関する事項

所要時間：6 時間

試験内容：グループディスカッション、個人面接、口頭試問、課題についての解答作成  
なお、試験問題は回収する。

期待される到達度：評価基準の 60%以上に到達していること。

6. 専門家認定試験受験資格要件

専門家認定試験受験資格要件について



	規程・細則	要件
実務経験	産業保健看護に係る実務経験 5 年以上	規程どおり
研修	登録者として登録後、基礎研修 50 単位（専門 40 単位、実地 10 単位）	規程どおり ただし移行者は前制度分を含む
研究	登録者として登録後、次のいずれかを満たしていること 一 日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおいて第 1 発表者として 1 演題以上の発表実績があること 二 産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice で筆頭著者として 1 論文以上の発表実績があること 三 日本産業衛生学会ホームページに筆頭著者として 1 例以上の GPS: Good Practice Samples の発表実績があること	規程どおり (ただし経過措置あり※ 1)
学会参加	登録者として登録後、日本産業衛生学会（総会）、全国協議会出席を 2 ポイント、各地方会学会、各部会主催の学術集会出席を 1 ポイントとし、5 年間で、5 ポイント以上あること	規程どおり
社会貢献	登録者として登録後、産業保健看護に係る社会貢献を行っていること	規程どおり

※ 1 研究（業績報告書（様式第 4 号：抄録・論文の写しも提出））における発表・投稿先は以下の経過措置となります。

【2021 年 2 月 28 日以前に投稿・発表したものについて】  
投稿・発表した学会を問わない（ただし産業保健看護に係るものであること）

【2021 年 3 月 1 日以降について】  
規程どおり（以下抜粋）。  
・日本産業衛生学会（総会）、全国協議会、各地方会学会、各部会主催の学術集会のいずれかにおける発表実績であること  
・産業衛生学雑誌、Journal of Occupational Health 又は Environmental and Occupational Health Practice における発表実績であること  
・日本産業衛生学会ホームページにおける GPS: Good Practice Samples の発表実績であること

## 7. 試験までの流れ

8月15日(火)～9月8日(金)	専門家認定試験受験資格審査申請書提出の期間：必着	以下8参照
9月下旬	事務局より認定試験受験資格証明書送付(郵送)	
受験資格証明書の受取 ～10月13日(金)	専門家認定試験受験申込みの期間：必着	以下9参照
11月中旬	専門家認定試験受験票送付(郵送)	
12月3日(日)	専門家認定試験	
12月下旬	可否通知(郵送)	

## 8. 専門家認定試験受験資格審査申請手続き(必要書類)と審査要件の経過措置

※ 受験資格証明書(有効期限内のもの)を所持している方は受験資格審査は不要です。

2)～7)を準備の上項番9 専門家認定試験受験申し込みに進んで下さい。

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。

必要書式は、産業保健看護専門家制度委員会 HP (<https://www.sanei.or.jp/hokenkango/>) の「専門家認定試験の受験と登録に関する様式 受験資格審査申請」よりダウンロードする。

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)
- 2) 研修単位報告書(様式第2号-1)、研修内容報告書(様式第2号-2)

経過措置内容：

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 3) 履歴書(様式第9号)
- 4) 実務経験報告書(様式第1号)
- 5) 業績報告書(様式第4号：抄録・論文の写しも提出)
- 6) 学会活動報告書(様式第5号：参加証の写しも提出) ※ 地方会例会は含まない。
- 7) 社会貢献報告書(様式第6号：委嘱状等の写しも提出)
- 8) 登録者基礎研修指導内容報告書(様式第3号)

経過措置内容：

- 旧登録産業看護師制度からの移行者は不要

- 9) 受験資格審査手数料：11,000円(消費税込み・手数料は本人負担)  
振込控(写)を産業保健看護専門家認定試験 受験資格審査申請書(様式第8号)の裏面に貼付する。

## 9. 専門家認定試験受験申し込みと必要書類の提出

以下の書類を、簡易書留やレターパックなどの送付履歴が残る方法で事務局まで送付する。

必要書式は、産業保健看護専門家制度委員会 HP (<https://www.sanei.or.jp/hokenkango/>) の「受験・受審される方」「受験申請様式のダウンロードはこちらから」よりダウンロードする。

※2022年度以前に発行した受験資格証明書を使用する場合は、項番8の2)～7)も提出ください

- 1) 産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第12号-2)
- 2) 産業保健看護専門家認定試験受験 資格証明書(受験資格審査終了後に送付)
- 3) 受験手数料(11,000円(消費税込み・手数料は本人負担))の振込控(写)を産業保健看護専門家認定試験 受験申請書(様式第12号-2)の裏面に貼付する。

- 10 お預かりした書類について  
項番8の2)～8)は専門家認定試験後にご返却します。

**【各申請書及び必要書類送付先】**

**送付先**：〒331-0815

埼玉県さいたま市北区大成町 4-523-3 佐藤企画内

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会事務局

**振込先**：銀行名：三菱UFJ銀行

支店名：新宿西支店（店舗番号055）

口座種別：普通

口座番号：0574204

口座名：産業保健看護専門家制度事務局

**【問い合わせ先】**

TEL：048-706-7196 FAX：048-671-1796

E-mail：senmonkaseido@ab.auone-net.jp

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局 佐藤 貴志